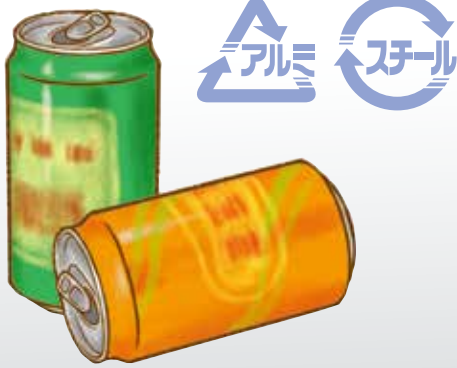


対象となるものの一例

空き缶



スチール缶、アルミ缶、お菓子の缶、缶づめの缶など
(飲料用、食料用、調味料用)

危険ごみ

スプレー缶やガスボンベのことです



スプレー缶(殺虫剤や整髪料など)、カセット式ガスボンベ、
シングルバーナー用のガスカートリッジ
(キャンプで使用するものなど)

分け方・出し方のルール

- スプレー缶類は「穴を開けず」に「完全に中身を使い切って」排出するようお願いします。
※中身が残った状態で、やむなく廃棄せざるを得ない場合は、自分で穴開けせずに収集担当課へご連絡ください。
- 詰め替え用のプロパンガスのボンベは収集できませんので、販売店などに引き取ってもらってください。
- 空き缶と危険ごみ(スプレー缶類)は同じ市指定ごみ袋に入れて出すことができます。
- 空き缶についている金属のふたやキャップも一緒に出してください。
- 大きさが25cm×25cm×15cm以上の缶は4週間に1回の不燃ごみの日に出してください。
- 飲料用や缶づめの空き缶は水で軽くすすいでから出してください。
- 空き缶以外の鉄・アルミ製品は4週間に1回の不燃ごみの日に出してください。



同じ市指定ごみ袋でOK



!

<お願い!>スプレー缶・ガスボンベは空き缶・危険ごみの日に

中間処理施設である豊中伊丹スリーR・センター(原田西町2-1)では、中身が残った状態のスプレー缶類が、「不燃ごみに混入」されたことが原因と見られる火災事故が多発し、爆発等により設備が変形するなどの被害が出ています。
また、スプレー缶が収集車両内で爆発し、収集車両が炎上する事故も発生しています。
安心・安全・安定的に適正処理を行うためにも、スプレー缶類は、完全に中身を使い切ってから、2週間に1回の空き缶・危険ごみの日に出してください。

